

《参考資料》

給与所得者の給与収入から所得金額を求める計算式

給与収入額(A)	給与所得額算出計算式
～ 1,618,999円	A - 650,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	969,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	970,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	972,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	974,000円
※ 1,628,000円 ～ 1,799,999円	A × 60%
※ 1,800,000円 ～ 3,599,999円	A × 70% - 180,000円
※ 3,600,000円 ～ 6,599,999円	A × 80% - 540,000円
6,600,000円 ～ 9,999,999円	A × 90% - 1,200,000円
10,000,000円 ～	A - 2,200,000円

(注) 上記の※印に該当する給与収入額の場合は、その給与収入額の千の位以上の数を4の数で除して整数の値が得られる時は、その給与収入額の1,000円未満を切り捨てそれを給与収入額とし、また4で除して割り切れない時は、直近下位の数で割り切れる数をもってその給与収入額とします。

計 算 例

平成30年分の給与収入額が4,871,639円の場合

$$4,871 \div 4 = 1,217.75$$

$$1,217 \times 4 = 4,868 \rightarrow 4,868,000 \text{円} \quad (\text{給与所得額を求めるための「給与収入額」とします。})$$

上記の「給与所得額算出計算式」から $4,868,000 \text{円} \times 80\% - 540,000 = 3,354,400 \text{円}$ …「給与所得額」

年金受給者の年金収入から所得金額を求める計算式

年 齢	公的年金等の収入額(A)	雑所得金額算出計算式
65歳以上 (S29.1.1)以前生まれ	～ 3,299,999円	A - 1,200,000円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	A × 75% - 375,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	A × 85% - 785,000円
	7,700,000円 ～	A × 95% - 1,555,000円
65歳未満 (S29.1.2)以後生まれ	～ 1,299,999円	A - 700,000円
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	A × 75% - 375,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	A × 85% - 785,000円
	7,700,000円 ～	A × 95% - 1,555,000円

※ 公的年金等の収入から所得を算出した場合、雑所得という所得になります。

計 算 例

65歳以上で公的年金等の収入が3,200,000円の場合

上記の雑所得金額算出計算式より

$$3,200,000 \text{円} - 1,200,000 \text{円} = 2,000,000 \text{円} \text{が雑所得金額となります。}$$